

東京港建設事務所  
工事安全対策委員会

# 「目で見える」安全対策マニュアル

【工事安全パトロール点検表解説版】

令和2年3月

# 目 次

安全対策の点検・強化	1
重大死傷事故防止	7
■墜落・転落事故防止	7
■倒壊・転倒事故防止	9
■はさまれ・巻き込まれ事故防止	12
■飛来・落下事故防止	15
■掘削・埋設物及び架空線	16
■その他	19
海上工事等事故防止	20
環境対策の徹底	22
第三者災害防止	22
電気設備	23
その他	24
【事故再発防止対策】	25

# 工事安全パトロール点検表

点検日：  
点検者：  
工事期間

工事件名：  
受注者：

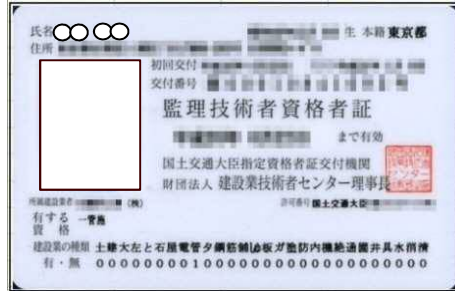
確認内容《法：建設業法》、《則：労働安全衛生規則》		結果 <small>(該当無し・記載不要)</small>	特記事項 <small>[コメント等]</small>	
安全対策の 点検・強化	(1) 現場代理人の常駐〔約款第9条の2〕	良 ・ 是正		
	(2) 主任技術者・監理技術者(資格者証・講習終了証)の専任《法第26条1～5項》	良 ・ 是正		
	(3) 事故発生時の第一報ポケットメモの携帯	良 ・ 是正		
	(4) 建設業の許可、労災保険関係成立票、建築確認の標識の掲示《法第40条他》	良 ・ 是正		
	(5) 建設業退職者共済制度の標識(シール)《中小企業退職金共済法》	良 ・ 是正		
	(6) 施工体制台帳の備付、施工体系図の掲示《法第24条の7第1項》	良 ・ 是正		
	(7) 緊急連絡体制表の明示<見やすい位置への掲示>	良 ・ 是正		
	(8) 新規入場者教育〔 <b>則第35条</b> 〕・月例安全訓練等の実施	良 ・ 是正		
	(9) 作業手順の確認<安全ミーティング(KY活動)>〔 <b>則第165条他</b> 〕	良 ・ 是正		
	(10) 休憩場所等の確保、快適な作業環境確保への取組〔 <b>則第613条</b> 〕	良 ・ 是正		
	(11) 注意喚起標識の設置、安全標語の掲示	良 ・ 是正		
	(12) 作業中止基準〔 <b>則第245条他</b> 〕及び指示系統の設定と明示	良 ・ 是正		
	(13) 消火設備の配置と明示及び火元責任者による確認点検の実施〔 <b>則第312条他</b> 〕	良 ・ 是正		
	(14) 救急用具(担架・救急箱等)の設置〔 <b>則第633条</b> 〕、熱中症への対策〔 <b>則第617条</b> 〕	良 ・ 是正		
重大死傷事故防止	墜落・転落 事故防止	(15) 墜落制止用器具の着用(原則フルハーネス型、墜落時に地面に到達する恐れのある場合(高さが6.75m以下)は胴ベルト型で可)と墜落制止用器具取付設備の設置〔 <b>則第518条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(16) 作業床の設置(作業場所高さ2m以上)最大積載荷重の表示〔 <b>則第518条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(17) 作業床、開口部、架設通路等への転落防止施設(手すり、囲い、ネット、蓋)(幅40cm以上、隙間3cm以下、建地の隙間原則12cm未満)の設置〔 <b>則第519条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(18) 階段等の昇降設備(高さ又は深さ1.5m超え)の適切な配置〔 <b>則第526条</b> 〕	良 ・ 是正	
		(19) スレート等の屋根上の危険防止対策(歩み板、防網の設置)〔 <b>則第524条</b> 〕	良 ・ 是正	
	倒壊・転倒 事故防止	(20) 建設機械の転倒、転落防止対策及び誘導者の配置〔 <b>則第157条</b> 〕	良 ・ 是正	
		(21) 通路面のつまづき、すべり、踏抜等の危険防止〔 <b>則第542条</b> 〕	良 ・ 是正	
	はさまれ・ 巻き込まれ 事故防止	(22) 安全通路、避難用出口の設置及び表示〔 <b>則第540条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(23) 建設機械等の作業区域における立入禁止区域の設定、表示等〔 <b>則第158条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(24) 作業手順の確認、声掛けや合図の徹底〔 <b>則第159条他</b> 〕 <誘導員、作業指揮者の配置>	良 ・ 是正	
	飛来・落下 事故防止	(25) ワイヤロープの屈曲部の内側の危険場所への立入禁止措置及び表示、横断設備の設置〔 <b>則第187条</b> 〕 <クレーン台船等ウインチ操作を伴う場合>	良 ・ 是正	
		(26) 有資格者による重機操作・取扱者(正・副)明示及び離れる場合の措置〔 <b>則第160条他</b> 〕、 重機の定期検査及び日常点検の実施〔 <b>則第167条他</b> 〕、 <b>持込機械使用届の措置</b> 〔 <b>則第667条他</b> 〕	良 ・ 是正	
	掘削及び 埋設物	(27) 玉掛け作業の安全確認<ワイヤロープの点検色>〔 <b>則第174条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(28) 落下物及び飛来物防止対策(防網等)及び立入禁止区域の設定〔 <b>則第537条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(29) 保護具(ヘルメット、安全靴、保護眼鏡等)の着用〔 <b>則第517条他</b> 〕	良 ・ 是正	
	その他	(30) 掘削作業時の危険防止対策(土止め保工、防護網等の設置)〔 <b>則第361条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(31) 埋設物等又は建設物の調査及び補強、防護の措置〔 <b>則第35条他</b> 〕	良 ・ 是正	
	海上工事等 事故防止 (一部陸上工事も 含む)	(32) 運搬機械等の運行経路等の明示及び誘導者の配置〔 <b>則第364条他</b> 〕	良 ・ 是正	
		(33) 現場内の整理整頓及び注意喚起標識<作業現場、作業通路等>〔 <b>則第35条の6</b> 〕	良 ・ 是正	
(34) 資材、廃材、可燃物等の適切な分離		良 ・ 是正		
(35) 作業船の係船時等の安全確認(係留ロープ、夜間照明等の設置状況)		良 ・ 是正		
(36) 看板等による周知及び警戒船、警戒要員等の配置		良 ・ 是正		
(37) 救命胴衣の着用、救命浮環等の設置<水域への隣接工事等>〔 <b>則第532条</b> 〕		良 ・ 是正		
(38) 船倉ハッチ類等の酸素欠乏等開口箇所に危険表示がなされているか〔 <b>酸欠則14条</b> 〕		良 ・ 是正		
(39) 水中転落及び高所より転落防止設備がなされているか		良 ・ 是正		
(40) 作業船への乗降場所の明示、転落防止設備の設置		良 ・ 是正		
(41) 海上保安部作業許可の携帯(コピー可)		良 ・ 是正		
環境対策 の徹底	(42) 給油配管図及び給油時の人員配置図の掲示、防油堤の適切な設置・栓は取り付けられているか	良 ・ 是正		
	(43) 海上への油・液体有害物質の流出防止、工所用資機材等の海中落下防止の徹底 (オイルフェンス、吸着マット、処理剤等の備え付け)	良 ・ 是正		
第三者 災害防止	(44) 工事区域外へのクレーン等の倒壊防止対策(敷鉄板、地盤改良等による地盤強化)〔 <b>則第173条</b> 〕	良 ・ 是正		
	(45) 工事安全看板等による周知及び交通整理員等の配置、段差、不陸、隙間等の解消	良 ・ 是正		
電気設備	(46) 資格・取扱責任者・漏電遮断機・アース・分電盤周りの措置・行先表示・接地抵抗・配線・年次点検〔 <b>則333条他</b> 〕	良 ・ 是正		
その他	(47) ガス溶接機の火気使用申請書・取扱責任者・危険表示の明示、ボンベの取扱・保管状況の確認、保護具着用確認	良 ・ 是正		
	(48) 有機溶剤の取扱責任者、保管状況、マスクの装着、換気、危険表示	良 ・ 是正		
	(49) 危険有害化学物質等を取り扱う際には、SDS(安全データシート)により危険性の周知し掲示または備え付けているか、リスクアセスメントを実施し、結果を周知しているか〔 <b>法57条の2他</b> 〕	良 ・ 是正		
	(50) 外国人労働者に対して、安全衛生教育を実施しているか、母国語など外国人労働者にわかる言語で作業手順を理解させているか。	良 ・ 是正		
メモ				

## 安全対策の点検・強化

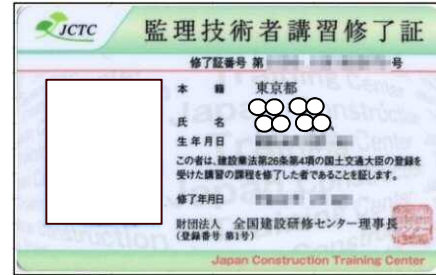
### (1) 現場代理人の常駐〔約款第9条の2〕

※ 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか……

### (2) 主任技術者・監理技術者（資格者証、講習終了証）の専任《法第26条1～5項》



監理技術者証(見本)



監理技術者講習修了証(見本)

※ 資格者証は携帯し、いつでも提示できるようにする必要があります。

### (3) 事故発生時の第一報ポケットメモの携帯

いつ		発生日時
どこで	発着場所	
だれが	被害者名	
なにをどうした	事故概要	
通報者	受託者名	
	氏名	
	連絡先	

第一報ポケットメモ【表】

〇〇係	職名	連絡先
担当監督員	〇〇 〇〇	03-0000-0000
主任監督員	〇〇 〇〇	
総括監督員	〇〇 〇〇	000-0000-0000

※土日・夜間は総括監督員の携帯へ直接連絡。

第一報ポケットメモ【裏】

### (4) 建設業の許可、労災保険関係成立票、建築確認の標識の掲示《法第40条他》

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建築業又は特定建設業の種別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	平成 年 月 日

建設業の許可

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人氏名	

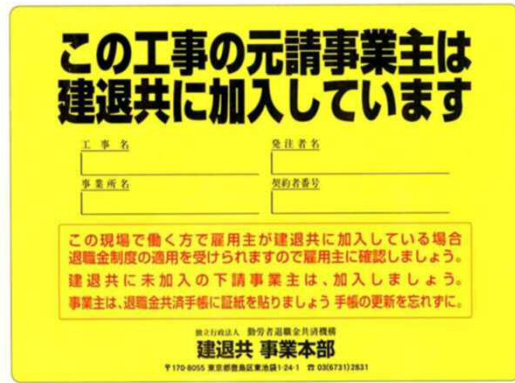
労災保険関係成立票

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇号
確認済証交付者	〇〇 〇〇
建築主又は製造主氏名	〇〇 〇〇
設計者氏名	一級建築士事務所 (株)〇〇設計事務所 一級建築士 〇〇 〇〇
工事監理者氏名	一級建築士事務所 (株)〇〇設計事務所 一級建築士 〇〇 〇〇
工事施工者氏名	〇〇 〇〇
工事現場管理者氏名	〇〇 〇〇
建築確認に係るその他の事項	

建築確認の標識

※ 安全掲示板等とともに掲示

(5) 建設業退職者共済制度の標識(シール)《中小企業退職金共済法》



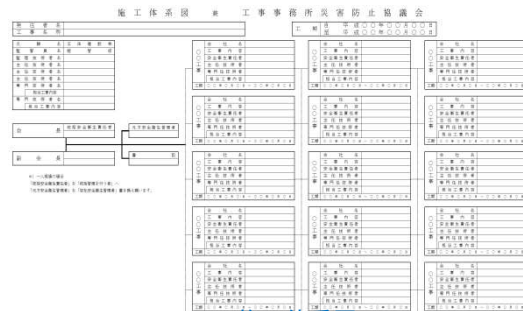
シール大: A3サイズ(420mm × 297mm)  
シール大: A4サイズ(297mm × 210mm)

建設業退職者共済制度の標識(シール)

※ 安全掲示板等とともに掲示

(6) 施工体制台帳の備付、施工体系図の掲示《法第24条の7第1項》

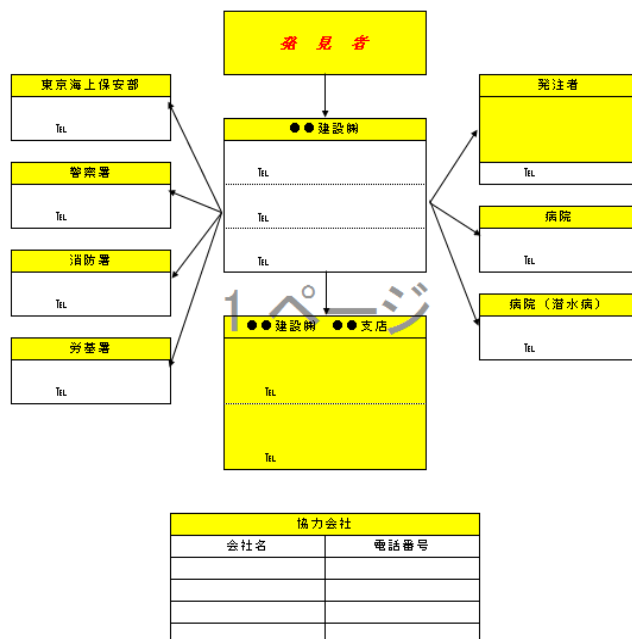
施工体制台帳



施工体系図

※ 事務所・詰所内でいつでも見れるようにする  
※ 安全掲示板等とともに掲示

(7) 緊急連絡体制表の明示<見やすい位置への掲示>



※ 安全掲示板や事務所・詰所内に掲示

(8)新規入場者教育〔則第35条〕・月例安全訓練等の実施



新規入場者教育【例】



月例安全教育訓練【例】

※ 新規に入場する場合は確実に

※ 月半日以上は行うこと

(9)作業手順の確認<安全ミーティング(KY活動)>〔則第165条他〕



※ リスクアセスメントを含んだKYを行う事

月 日 リスクアセスメントKY活動表			
作業内容	危険性	危険回避	実施状況
どんな危険・有害性があるか	員振り	私達はこうする	誰が

(10)休憩場所等の確保、快適な作業環境確保への取組〔則第613条〕



ウォーターサーバー



冷蔵庫・電子レンジ



冷暖房設備

(11)安全看板の設置、注意喚起標識の設置、安全標語の掲示



【掲示内容例】

- ・今月の安全目標
- ・今週の安全目標
- ・今週の安全当番
- ・無災害記録表
- ・現場配置図
- ・建設クレーンの標準合図法
- ・ワイヤーロープ使用禁止基準
- ・玉掛ワイヤーロープの点検(色)
- ・有資格者一覧表
- ・お知らせ 等

《掲示するもの》

- ・工事の許可
  - ・建設業の許可[受注額が500万円(建築:受注額1,500万)以上の工事][下請け含む]
  - ・労災保険関係の標識
  - ・建設業退職者共済制度の標識(シール)
  - ・施工体系図[下請額に関わらず全ての公共工事]
  - ・緊急連絡体制表及び緊急避難場所経路図
  - ・作業中止基準 ほか
- (上記、掲示物は契約金額及び下請け金額等により異なる)

(12)作業中止基準[則第245条他]及び指示系統の設定と明示

+ 作業中止基準						
工種	種類	風速 (1000時間 m/Sec 以上)	降雨量 (1000時間 mm 以上)	地震 (震度 以上)	波高 (瞬間 m 以上)	視程 (m 以上)
〇〇作業		15	50	4	1.5	1000
△△作業		10	50	4	1.5	1000
■ ■ 作業		8	50	4	0.8	-
● ● 作業		15	50	4	-	1000

判断者 : (正) ● ● ● ●  
(副) ● ● ● ●

作業中止基準の明示

【中止基準例】

- 強風：10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
- 大雨：1回の降雨量が50ミリメートル以上
- 大雪：1回の降雪量が25センチメートル以上
- 地震：震度4以上
- 暴風：瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

※ 作業中止及び再開判断者の正・副が定められている事



(13) 消火設備の配置と明示及び火元責任者による確認点検の実施〔則第312条他〕



消火設備



『火元責任者』明示ステッカーの設置

- ※ 吸い殻入れに水が入っているか
- ※ ゴミは溜まっていないか

(14) 救急用具(担架・救急箱等)の設置〔則第633条〕、熱中症への対策〔則第617条〕



救急箱



熱中症対策グッズ



空調服



文字パネルによる注意喚起





WBGT計測器・のぼり旗による注意喚起



クーラーボックス・冷蔵庫・ウォーターサーバーの設置



よしずを用いた休憩所



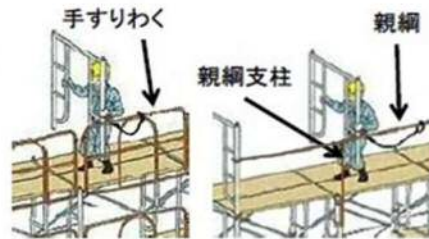
ポイズンリムーバー

- ※ 事務所・詰所に設置していますか？
- ※ 必要に応じて、担架の設置と明示はしていますか？
- ※ 期限が切れていませんか？
- ※ ハチ対策もしていますか？(ポイズンリムーバー等)

## 重大死傷事故防止

### ■ 墜落・転落事故防止

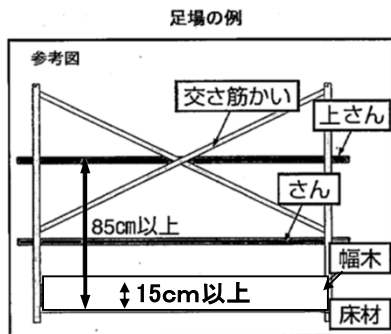
(15) 安全帯の着用(作業場所高さ2m以上)と安全帯取付設備の設置〔則第518条他〕



安全帯取付設備【例】

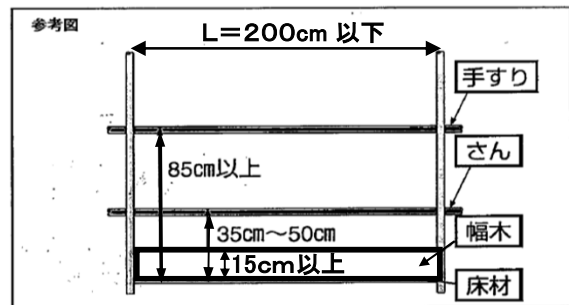
#### 枠組足場の場合

二段手すりと幅木の機能を有する機材を設置した足場。



#### 単管足場の場合

わく組足場以外の足場(単管足場等)については、手すり及びさん(中さん)に加え「幅木」を設置する。

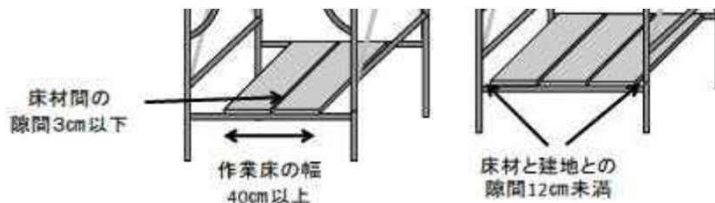


#### ○「架設通路」等で墜落の危険のある箇所

・高さ85cm以上の手すり、高さ35cm以上50cm以下の中さん等

※ 高さは床材上面から手摺及びびさんの上端まで

(16) 作業床の設置(作業場所高さ2m以上)最大積載荷重の表示〔則第518条他〕



最大積載荷重の表示

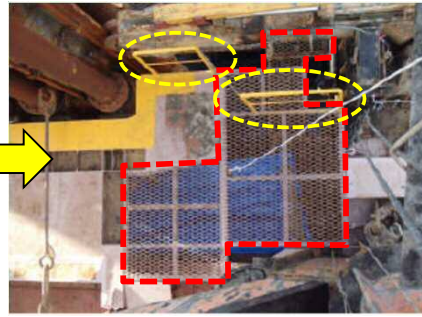
作業床の設置

#### ○高さ2m以上の作業場所には「作業床」を設ける

- ・高さ85cm以上の手すり、高さ35cm以上50cm以下の中さん等
- ・高さ15cm以上40cm以下の下さん若しくは高さ15cm以上の幅木等
- ・物体が落下するおそれのある場合は、10cm以上の幅木、防網等

(17) 作業床、開口部、架設通路等への転落防止施設(手すり、囲い、ネット、蓋)の設置【則第519条他】

開口部に手すりもなく危険

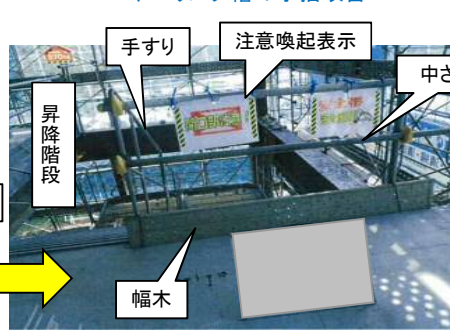
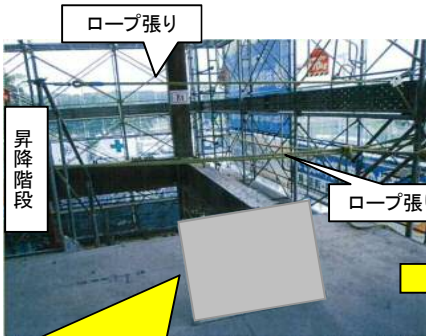


開口部転落防止対策

手摺間隔が広い



ボーリング檣の手摺改善



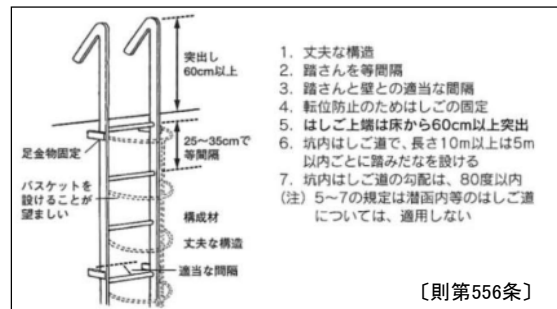
階段及び開口部の改善

《労働基準監督署【現場立入検査】指摘事項》  
 ・転落防止用手すりが一部ロープで処理しているが危険  
 【しっかり固定できるもので設置してないのは違反】

(18) 階段等の昇降設備(高さ又は深さ1.5m超え)の適切な配置【則第526条】



昇降設備



はしご道の設置例

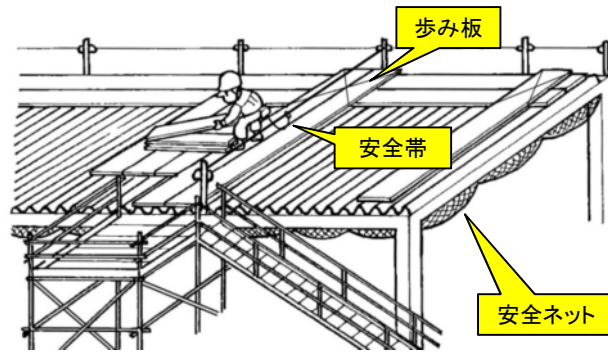
【則第556条】

○高さまたは深さが1.5mを越える箇所の昇降設備の設置  
 ・高さ85cm以上の手すり、高さ35cm以上50cm以下の中さん等

- ※ はしごは固定されていますか？
- ※ はしご上端は床から60cm以上突出していますか？
- ※ 手摺の高さは85cm以上ですか？
- ※ 中さんは付いていますか？



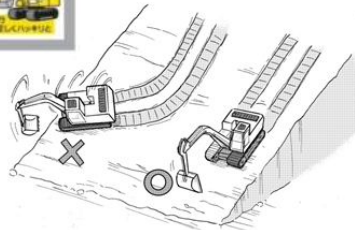
(19)スレート等の屋根上の危険防止対策(歩み板、防網の設置)【則第524条】



スレート屋根の危険防止対策【例】

■倒壊・転倒事故防止

(20)建設機械の転倒、転落防止対策及び誘導者の配置【則第157条】



<災害の防止対策>

- ① 建設機械の運行に関し、機械を転倒のおそれのある勾配(機械の能力を超えた勾配)の斜面で使用しないこと。
- ② 建設機械を用いて作業を行う時は、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形等を調査記録し、調査に基づいて作業計画を定め、作業計画により作業を行うこと。機械の安定度や登坂能力を踏まえた作業計画を策定し、実際の作業時には機械の能力を超えた傾斜地の運行は行わないこと。
- ③ ドラグ・ショベルは前後方向に比べ側方安定性が低いため、急な斜面上ではドラグ・ショベルの進行方向を変えずに移動すること。
- ④ 路肩や傾斜地等で建設機械を用いて作業を行う時は、誘導者を配置し、誘導させること。

災害防止対策の例(誘導員の配置, 急斜面上では進行方向を変えない)

(21)工事区域外へのクレーン等の倒壊防止対策(敷鉄板、地盤改良等による地盤強化)【則第173条】

敷き鉄板のずれ、  
段差があり危険



敷鉄板の段差・ずれによるクレーン等の転倒を防止

(22) 通路面のつまづき、すべり、踏抜等の危険防止〔則第542条〕



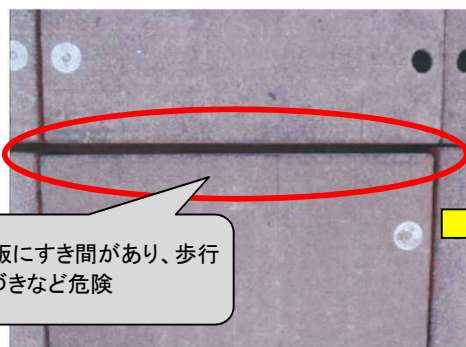
・ワイヤー横断部カバーが段差部となり危険  
・ケーブルがまとまっていない



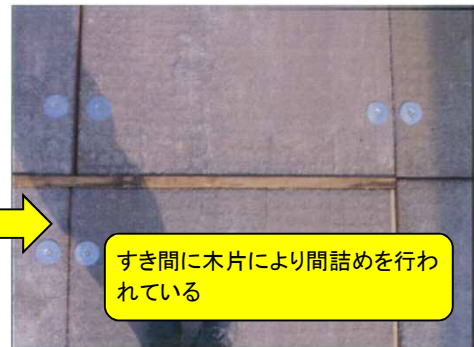
注意喚起表示

ワイヤー横断部カバーにペイントを行い段差部の明確化

作業通路のつまづき転倒防止①



路面覆工板にすき間があり、歩行者のつまづきなど危険



すき間に木片により間詰めが行われている

作業通路のつまづき転倒防止②



動力ケーブルがむき出しになっている



動力ケーブルをプロテクターで養生

作業通路のつまづき転倒防止③

敷き鉄板のずれ、  
段差があり危険



重機等の運行通路の転倒防止

昇降時にすべる危険がある



滑り止め取り付けにより  
安全対策を施した



架設通路の転倒防止

通路に不必要な突起があり危険



地盤改良船の転倒防止



(23) 安全通路、避難用出口の設置及び表示〔則第540条他〕



■ はさまれ・巻き込まれ事故防止

(24) 建設機械等の作業区域における立入禁止区域の設定、表示等〔則第158条他〕



旋回時、巻き込まれる危険がある



立入禁止区域の設定



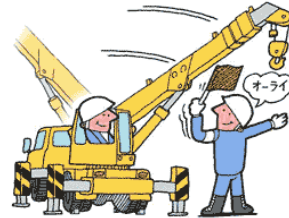
回転灯及び警報装置の設置

(25) 作業手順の確認、声掛けや合図の徹底【則第159条他】<誘導員、作業指揮者の配置>

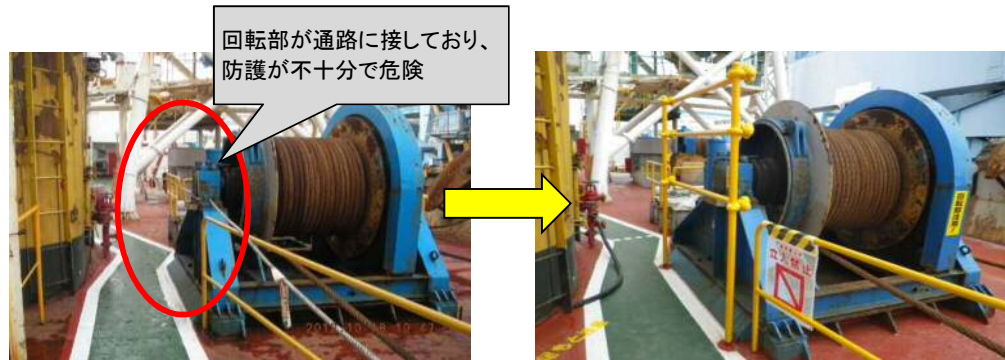


はさまれ事故事例

※クレーン運転手が合図の無のまま作業したため、作業員がH鋼とシャックル間に手首を挟まれ被災した



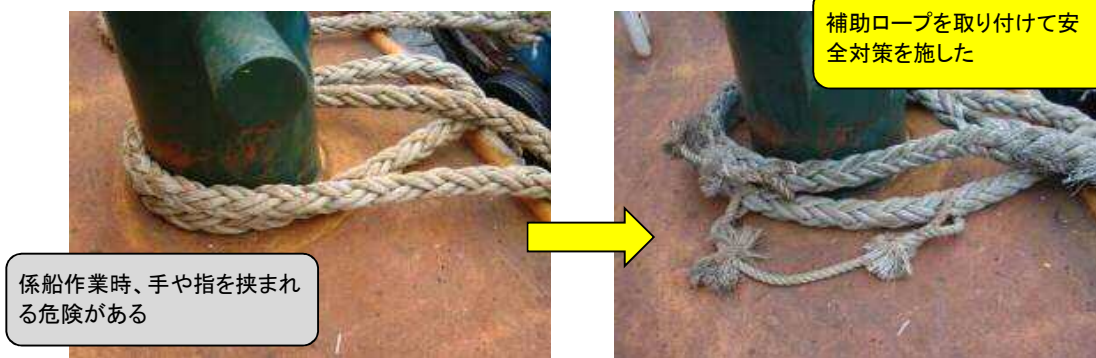
(26) ワイヤロープの屈曲部の内側の危険場所への立入禁止措置及び表示、横断設備の設置【則第187条】<クレーン台船等ウインチ操作を伴う場合>



はさまれ・巻き込まれ事故防止対策①

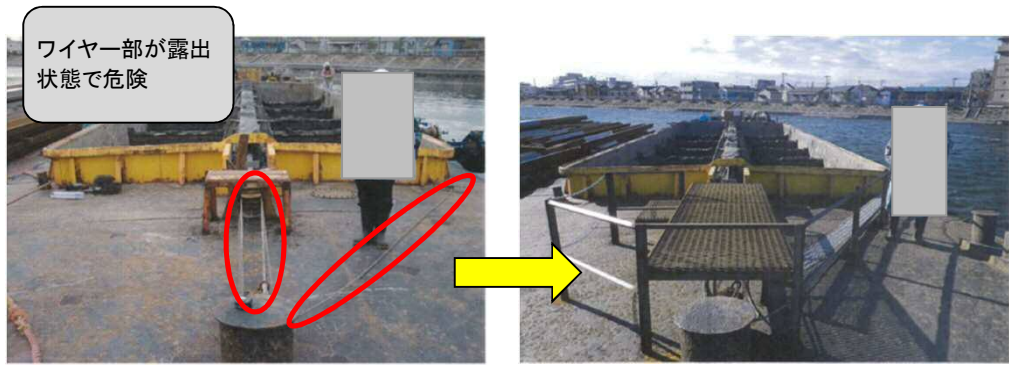


はさまれ・巻き込まれ事故防止対策②



はさまれ・巻き込まれ事故防止対策③





はさまれ・巻き込まれ事故防止対策④

※排土のため、土運船のバージ開閉ストッパーを外す作業を開始したところ、被災者が決められた退避位置から離れ、緩んだワイヤーに右足を入れた瞬間、ストッパーが外れ滑車とワイヤーロープに右足を挟まれ膝下を切断



はさまれ事故事例

(27) 有資格者による重機操作・取扱者(正・副)明示及び離れる場合の措置【則第160条他】  
重機の定期検査及び日常点検の実施【則第167条他】、持込機械使用届の措置【則第667条他】



持込機械届受理証の添付及び取扱責任者の明記













運転者(正・副)表示

- ※ 重機のドアを閉めて作業をしていますか？
- ※ 使用していない重機はエンジン停止し、キーを抜いていますか？

■ 飛来・落下事故防止

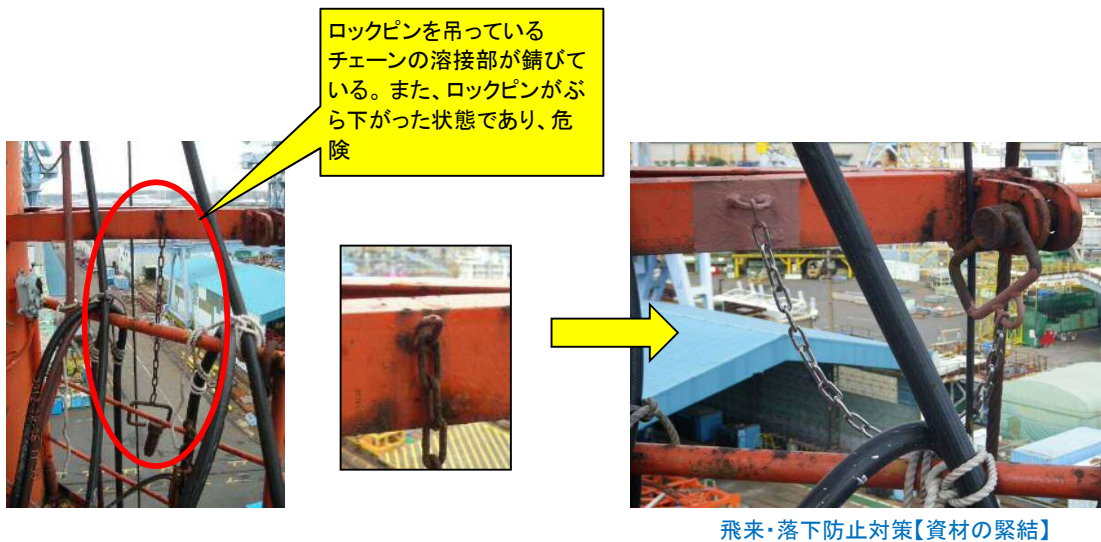
(28) 玉掛け作業の安全確認<ワイヤーロープの点検色>〔則第174条他〕

ワイヤーロープの使用禁止基準		
素線の切断	1より間において素線の数の10%以上が切断しているもの	  <b>×</b>
摩耗	直径の減少が公称径の7%をこえるもの	  <b>×</b>
キンク	キンクしたもの	 <b>×</b>  <b>×</b>
変形	著しい歪み及ばねばり・腐食のあるもの	 <b>×</b>  <b>×</b>
端部異常	さつま編組部分及び圧縮止の金具部分等のいたんでいるもの	 <b>×</b>  <b>×</b>

玉掛ワイヤーロープの点検	
<input type="text"/>	の点検色は <input type="text"/> です

(29) 落下物及び飛来物防止対策(防網等)及び立入禁止区域の設定〔則第537条他〕

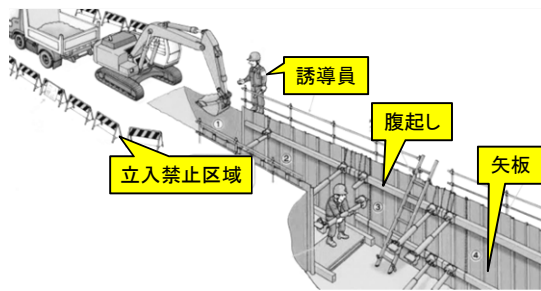


(30) 保護具(ヘルメット、安全靴、保護眼鏡等)の着用〔則第517条他〕

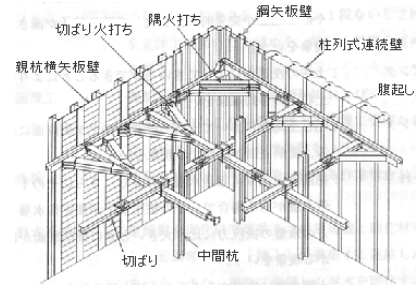


## ■掘削・埋設物及び架空線

### (31)掘削作業時の危険防止対策(土止め支保工、防護網等の設置)[則第361条他]

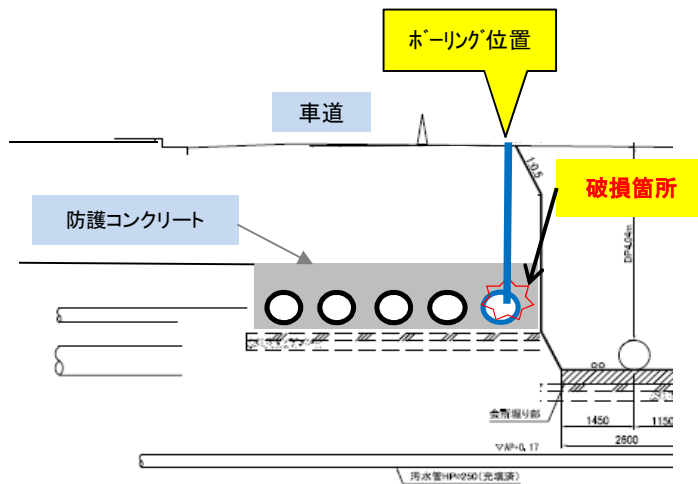


掘削作業時の危険防止対策



土留め支保工詳細図

### (32)埋設物等又は建設物の調査及び補強、防護の措置[則第35条他]



埋設物明示の旗

#### 【地下埋設物に対する注意事項】

- ・作業に先立ち図面等の照合及び立会依頼を行なう
- ・作業当事者への情報の周知徹底
- ・管理責任者の立会いの下作業を行う
- ・試掘又は掘削時には、地下埋設企業者に必ず露出確認して立会いを求める
- ・重機誘導員を配置してオペレータと連携して作業を行う
- ・地下埋設物50cm 以内の近接作業は人力により、慎重に作業する
- ・露出中の埋設物は、ペンキ、旗等の目印により種別ごとに表示する
- ・位置表示の上に物を置かない、埋設物防護の定期的な点検



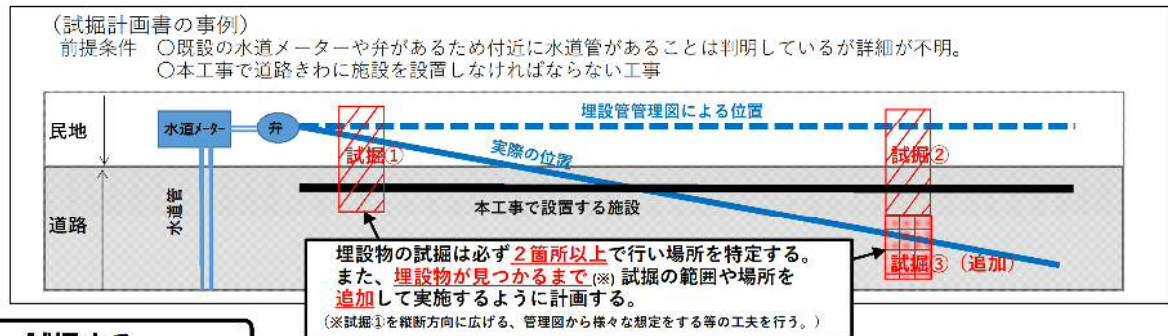
# 埋設物の事故防止対策（試掘計画の事例）

1 掘削する場所は全ての埋設企業者、土地管理者から埋設管管理図を入手する。

2 施工個所と埋設物位置との重ね合わせ図を作成する。（平面図、断面図）

3 「地下埋設物の事故防止八策」を踏まえた試掘計画書を作成し、提出する。

- 埋設物のあることが想定されなくても、掘削する場合は必ず試掘すること。
- 試掘場所の不足がないか、掘削方法は適切か、監督員の了解を得ること。



4 試掘する。

## 注意事項

1. 試掘計画書のとおり掘る。（計画書以外の掘削は必ず事前に監督員に相談する。）
  2. 埋設企業者には必ず立ち会ってもらう。
  3. 管の露出確認ができるまで掘削する。
  4. 縦断方向の管は2箇所以上露出させて管の概ねの位置を特定する。
  5. 地下埋設物50cm以内は人力で掘削する。
- その他についても「地下埋設物の事故防止八策」を守ることを。

5 細心の注意で掘るべき場所を掘削する。

## 注意事項

- ・埋立地の埋設管は図面どおりでないケースが多い。参考図程度にとどめ、図面を信じないこと。



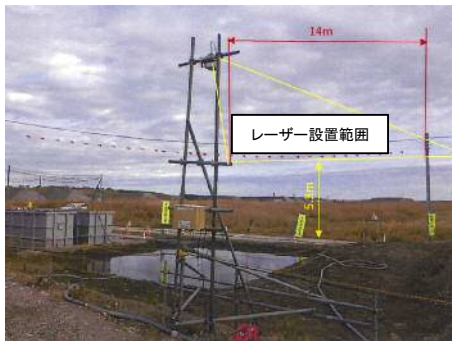
(33) 架空線の事故防止措置〔則第349条他〕



のぼり旗・三角旗による注意喚起



注意喚起用ゲート設置



レーザーバリアの設置

【架空線に対する注意事項】

- ・事前に架空線の位置、種類を確認し、周知徹底する
- ・作業当事者への情報の周知徹底。  
視認しやすいように、旗などの目印をつけるとともに、防護する
- ・出入口に門型ゲート、防護管の設置など高さ制限装置を設置する
- ・管理責任者の立会いの下作業を行う
- ・責任者は作業前に重機の作業半径を確認する
- ・重機誘導員を配置してオペレータと連携して作業を行う
- ・ダンプの荷台や重機のブーム等の降下が完了するまで走行させない
- ・予定外の作業はしない・させない

●高さ自動停止システム



高さ制限機能付バックホウ

(34) 運搬機械等の運行経路等の明示及び誘導者の配置〔則第364条他〕



誘導員による運搬車の運行経路確保

■その他

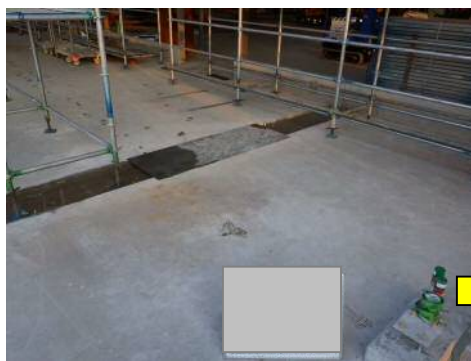
(35)現場内の整理整頓及び注意喚起標識<作業現場、作業通路等>〔則第35条の6〕



資材置き場の整理



現場内の整理



安全通路の明示

(36)資材、廃材、可燃物等の適切な分離

爆発物(酸素・アセチレン等のボンベ)が重機(クレーン)の作業範囲内に置かれており危険



アセチレン及びガス集合溶接装置の管理

## 海上工事等事故防止(一部陸上工事も含む)

### (37) 作業船の係船時等の安全確認(係留ロープ、夜間照明等の設置状況)



作業船係船時の安全確認

### (38) 看板等による周知及び警戒船、警戒要員等の配置



警戒船の配置

※ 警戒要員は、受講証明証を携帯すること

### (39) 救命胴衣の着用、救命浮環等の設置<水域への隣接工事等>〔則第532条〕



救命浮環設置

### (40) 船倉ハッチ類等の酸素欠乏等開口箇所には危険表示がなされているか〔酸欠則14条〕





- (41) 水中転落及び高所より転落防止設備がなされているか
- (42) 作業船への乗降場所の明示、転落防止設備の設置



作業船の乗降場所における転落防止設備の設置



作業船の乗降場所の明示

- (43) 海上保安部作業許可申請書の携帯(コピー可)

(工事・作業又は行事) 許可申請書

京浜港長 殿

申請者住所  
氏名

1. 目的及び種類

2. 期間及び時間

3. 区域又は場所

4. 方法

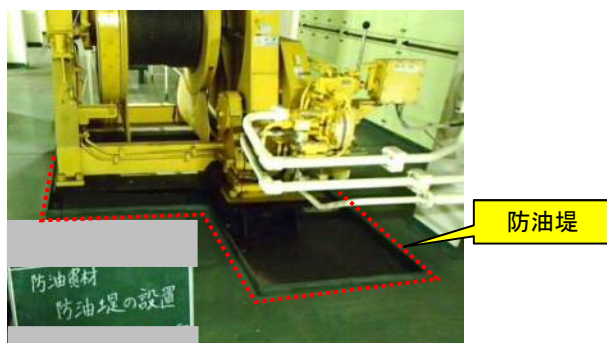
5. その他

CAPTAIN OF THE PORT  
京浜  
APPROVED  
27.7.-B  
#344  
KEIJIN

※ 海上保安部作業許可申請書を遵守し、作業を行うこと

この申請を許可する。  
ただし別紙記載の付帯条件を厳守すること。

- (44) 給油配管図及び給油時の人員配置図の掲示、防油堤の適切な設置・栓は取り付けられているか



防油堤設置

## 環境対策の徹底

(45) 海上への油・液体有害物質の流出防止、工事用資機材等の海中落下防止の徹底  
(オイルフェンス、吸着マット、処理剤等の備え付け)



オイルフェンス



吸着マット



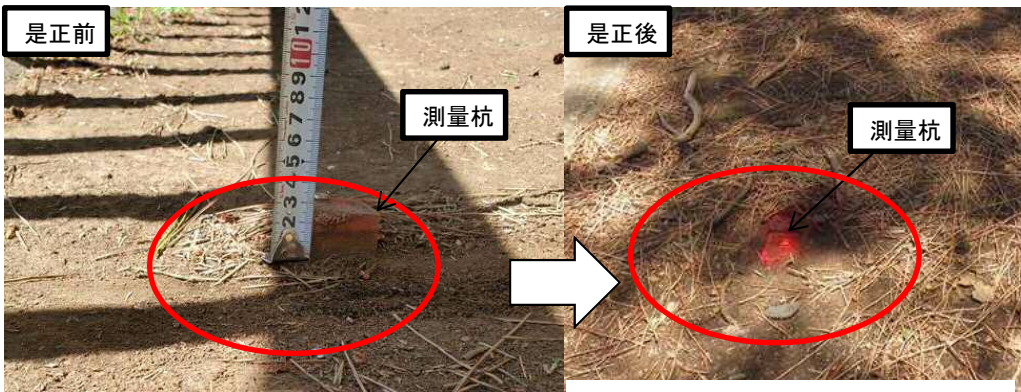
処理剤

## 第三者災害防止

(46) 工事安全看板等による周知及び交通整理員等の配置、**一般通行可能な場所での配慮**



測量杭



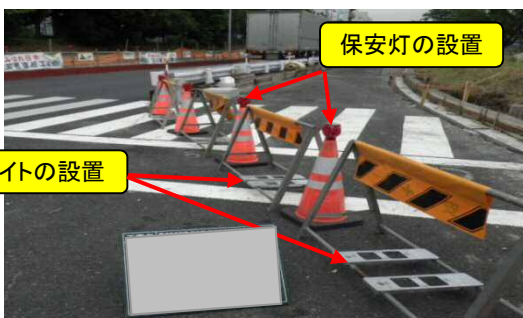
是正前

是正後

測量杭

測量杭

突出部が無いように地表面まで打ち込み、



ウエイトの設置

保安灯の設置

保安施設の適切な設置



交通整理員配置

縁端部をウレタンカバーにより防護

歩行者、自転車通路等の明確な表示と誘導

## 電気設備

(47) 資格・取扱責任者・漏電遮断機・アース・分電盤周りの措置・行先表示  
・接地抵抗・配線・年次点検〔則333条他〕



- ・保護具着用喚起、感電注意の掲示
- ・転倒防止措置
- ・感電防止のカラーコーン設置



その他

(48) ガス溶接機の火気使用申請書・取扱責任者・危険表示の明示、ボンベの取扱・保管状況の確認、保護具着用確認



危険表示

- ・転倒しないように保管
- ・常に40℃以下
- ・2m以内火気厳禁
- ・立てて保管
- ・消火器を備え付ける

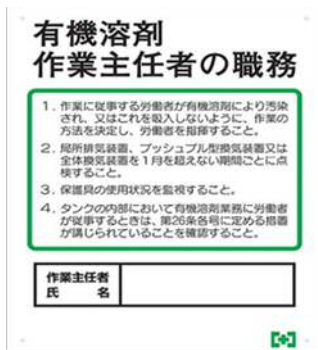


ボンベ保管状況



保護具着用

(49) 有機溶剤の取扱責任者、保管状況、マスクの装着、換気、危険表示



取扱責任者表示



保管状況表示



取扱上注意点



危険表示

## 【事故再発防止対策】

今までの事故の原因をみると、**作業員の安易な予定外作業が不安全行動**(うっかりミス)となり事故につながってしまう事例が多く発生しています。

このため、ヒューマンエラーの防止策を参考にし、作業手順の確認徹底や安全教育の更なる充実をお願いします！

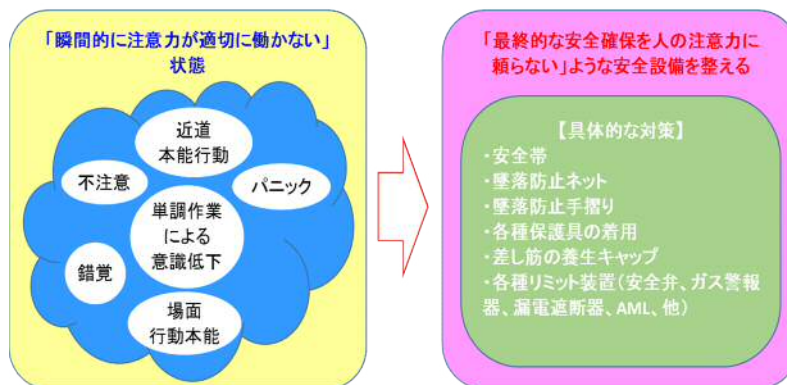
### ・ヒューマン・エラーの12分類

《ヒューマン・エラー(human error)とは、人為的過誤や失敗(ミス)のこと》

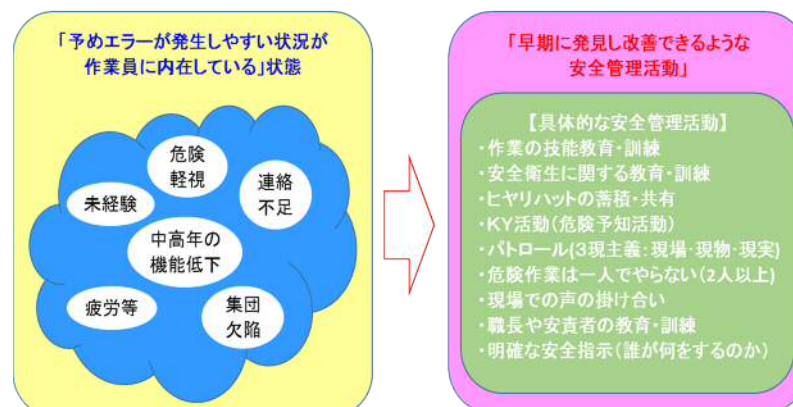
ヒューマンエラーの12分類	
1. 無知、未経験、不慣れ	7. 場面行動本能
2. 危険軽視、慣れ	8. パニック
3. 不注意	9. 錯覚
4. 連絡不足	10. 中高年の機能低下
5. 集団欠陥	11. 疲労等
6. 近道・省略行動本能	12. 単調作業等による意識低下

### ・ヒューマンエラーを防ぐには

#### ① ヒューマンエラーが発生しても大丈夫なような 安全設備面の対策



#### ② ヒューマンエラーが発生しないような 現場の安全管理活動の充実



特効薬はない

声掛け、コミュニケーションが大切

危険の「見える化」⇒事故事例やヒヤリハットの水平展開

職場の強い意志【絶対に事故を起さない】